

「(仮称)青森市景観計画(素案)」及び「青森市景観条例の一部を改正する条例骨子案」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

令和2年12月15日(火)から令和3年1月14日(木)まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市都市整備部都市政策課(本庁舎3階)、ロビー(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送(封書・はがき)、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

市民の皆様からのご意見は、ありませんでした。

4 青森市景観計画及び青森市景観条例の一部を改正する条例案骨子の公表

「青森市景観計画」及び「青森市景観条例の一部を改正する条例案骨子」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市都市整備部都市政策課(本庁舎3階)、ロビー(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、
「青森市景観条例の一部を改正する条例案骨子」

令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで

「青森市景観計画」

令和3年4月15日(木)から令和3年5月14日(金)まで

となっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

5 お問合せ先

青森市都市整備部 都市政策課 電話 017-752-7977